

広告付区政情報モニター仕様

広告付区政情報モニターについては、以下の仕様を満たすものであること。

1 モニターの仕様

(1) 種類

薄型カラーディスプレイ

(2) サイズ・取付け方法

サイズ・取付け方法	台数
55 インチ、壁掛け式	1 台
42 インチ、壁掛け式	1 台
42 インチ、天吊り式またはスタンド式	1 台
42 インチ、スタンド式	1 台

(3) デザイン等

総合庁舎内の景観を損なわないデザイン及び色使いのもの

(4) その他

- ① 放映時間は、原則として総合庁舎の開庁日（祝日を除く月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までとする。
- ② 映像モニターの放映情報の更新は定期的なメモリーカード等の交換またはネットワーク専用回線により行うこと。ただし、ネットワーク専用回線については事業者にて回線業者と設置契約をし、通信料を負担すること。
- ③ 電源の入切はシステムにより自動でなされること。
- ④ 自由に音量（無音にすることも含む。）の調整ができること。
- ⑤ 初期設定や定期的な更新作業は、全て設置事業者により行うこと。

2 区政情報・広告映像の放映について

(1) 番組構成等

- ① 区政情報、広告映像等については原則として交互に放映することとし、具体的な番組構成については協議により決定する。
- ② 区政情報、広告映像等の映像1枠の長さは15秒程度を目安とする。

(2) 区政情報の放映について

- ① 放映する区政情報は、区が設置事業者に対して制作のための情報提供を行い、それに基づいて設置事業者が制作する。
- ② 放映映像の制作・管理・放映等に関する費用は、原則として設置事業者が負担することとする。なお、設置事業者の負担により制作・管理・放映を行う映像の本数は年間90本程度とする。
- ③ 区政情報の放映時間は全放映時間数の50%以上とする（放映サイクルにおける放映枠の構成等については協議の上決定する。）。

- ④ 緊急時には、区は即時に全てを区政情報に切り替えることができる。この場合における広告主への対応は、事業者が行うものとする。
- (3) 広告の放映について
- ① 広告主及び広告内容の審査
- ア 放映する広告の広告主の選定及び広告の内容について、設置事業者は「広告付区政情報モニター広告放映基準」(別添参考資料)を遵守するとともに、事前に区の審査を受けてその承認を得たものでなければ放映できない。
- イ 設置事業者は、区の審査を受けるため、放映する広告のデータ等必要な資料を、区へ提出することとする。なお、令和2年5月7日(木)から放映を開始する広告映像については、原則として令和2年4月10日(金)までに区へ提出すること。
- ウ 設置事業者は、広告主の選定に際して、目黒区内に拠点のある事業者を優先するように努めなければならない。
- エ 広告映像の内容は、総合庁舎の公共性、美観及び総合庁舎の利用者への影響に配慮したものであること。
- ② 広告内容の修正
- ア 広告の内容が、基準等に違反するとき及び総合庁舎で放映する広告としてふさわしくないとき区が合理的な理由により判断したときは、いつでも、設置事業者に対して広告の内容の修正を求めることができることとし、設置事業者はこれに従うこと。
- イ 前項の修正にかかる経費は、設置事業者が負担する。
- ③ 広告内容の変更
- 設置事業者は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、あらかじめ区と協議し、その審査及び承認を得ること。
- ④ 広告内容についての責任
- ア 広告内容に関する一切の責任は設置事業者が負うものとし、区は責任及び負担を負わないものとする。
- イ 広告内容は、第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していること。
- エ 区に対して、第三者から広告活動に関連して損害を被ったという連絡がなされたときは、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、区は責任及び負担を負わないものとする。
- ⑤ 広告映像の制作及び放映
- ア 広告映像の制作、放映にかかる作業は、設置事業者の負担により実施すること。

3 その他

(1) 著作権等

設置事業者はモニターの設置及び区政情報・広告映像の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責

任を負うこと。

(2) 映像の使用

区がこの契約に基づき総合庁舎に設置されているモニター及び区政情報・広告映像が掲載されている写真又は映像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために使用する場合は、設置事業者はその掲載を許諾するとともに、広告主の承諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又は侵害する恐れがある場合はこの限りでない。

(3) 保守等

- ① 保守及び修理体制が確立していること。
- ② 機器の故障等が発生した場合は、目黒区の連絡に即時対応すること。なお、修繕等に要する費用は設置事業者が負担するものとする。
- ③ 機器操作方法等について、稼働前に広報課・区民の声課職員に説明を行い、放映開始日には不測の事態に対応できる係員を配置すること。

以 上